

県南広域振興局長告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年12月16日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 道路の種類 県道

2 路線名 白崖弥栄線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市花泉町永井字川ノ口59番21地先から57番11地先まで	新	m 27.1～7.5	m 205.5
	旧	25.3～9.8	205.5

4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

(2) 期間 令和7年12月16日から令和8年1月16日まで